## 奈良県立医科大学医学部医学科カリキュラム検討委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部医学科に、奈良県立医科大学医学部医学科カリキュラム検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。
  - 一 教育分野の理念及び方針に関すること。
  - 二 3つのポリシーに関すること。
  - 三 卒業時のアウトカムに関すること。
  - 四 カリキュラムの企画・立案に関すること。
  - 五 カリキュラムの編成に関すること。
  - 六 その他委員会が必要と認めたこと。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 医学部長
  - 二 医学科長
  - 三 教養教育部長
  - 四 基礎教育部長
  - 五 臨床教育部長
  - 六 教育開発センター教育教授
  - 七 その他委員長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置くものとし、医学部長をもって充てる。

(委員会)

- 第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(部会)

- 第5条 委員会に、第2条に掲げる事項を専門的に協議するため、次に掲げる部会を置く。
  - 一 教養・基礎カリキュラム検討部会
  - 二 臨床カリキュラム検討部会
- 2 前項第1号の部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 教育開発センター教育教授
  - 二 教養教育部長
  - 三 基礎教育部長
  - 四 部会長が指名した教養教育部門及び医学科基礎医学講座の教員 若干名
  - 五 部会長が指名した各学年の副総代

- 3 第1項第2号の部会は、次に掲げる部会委員及び学生部会委員をもって組織する。
  - ー 教育開発センター教育教授
  - 二 臨床教育部長
  - 三 部会長が指名した医学科臨床医学講座の教員 若干名
  - 四 部会長が指名した各学年の副総代
- 4 部会に、部会長を置き、教育開発センター教育教授をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 6 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名した部会員がその職務を行う。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 8 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則(令和4年6月2日)

この規程は、令和4年6月2日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。